

給水装置の共同使用（専用連合栓）に係る下水道使用料の計算の特例に関する 事務要領

（目的）

第1条 この要領は、船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）第18条第1号ただし書きに規定する給水装置の共同使用（以下「専用連合栓」という。）に係る下水道使用料の計算の特例に関し、必要な事項を定めることにより、給水装置を共同使用する下水道使用者と各戸に設置する下水道使用者において単に給水装置の共同使用のみの差異により生じる下水道使用料負担金額の格差を是正することを目的とする。

2 次条に規定する社員寮等については、建物の構造上、前項にいう単に給水装置の共同使用のみの差異にとどまらないところだが、社会通念上、これに居住する各世帯を独立した1戸とみることのできるものに限り、この要領に定める計算の特例を認めることとする。

（定義及び要件）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義及び要件は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 千葉県企業局又は習志野市企業局による公設の給水管及び水道メーター等をいう。
- (2) 水使用設備 蛇口、給湯器、洗面器、台所、浴槽、便器及びその他の給排水管に容易に取外しのできない構造として接続し水を使用する設備をいう。
- (3) 住宅 固定された柱、壁及び床、施錠可能な扉などの構造により人が他へ直接移動できないよう遮断され完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように専用の水使用設備を備え建築又は改造されたものをいう。このとき1つの住宅を1戸という。なお、この区画の内に2世帯以上の者が居住するものであつても1戸とみなす。
- (4) 事業所 固定された柱、壁及び床、施錠可能な扉などの構造により人が他へ直接移動できないよう遮断され完全に区画された建物の一部で、一つの店舗又は事務所等が独立して事業を営むことができるように専用の水使用設備及び私設量水器を備え建築又は改造されたものをいう。このとき1つの事業所を1戸という。なお、この区画の内に2者以上の者が事業を営むものであつても1戸とみなす。

- (5) 共同住宅等 アパート、マンション、雑居ビル等で、2戸以上の住宅又は事業所が、恒常的に同一の給水装置を共同して使用するものをいう。また、住宅と事業所が併設されている場合は、両部分が判然と区分されていること。
- (6) 社員寮等 会社・官公庁・学校・その他の団体の寮又は住宅型老人ホーム等で、生計をともにしない2世帯以上の単身者等が生活の本拠として居住し、居住する各区画に専用の水使用設備がなく恒常的に同一の給水装置を共同して使用するもので、以下の要件を満たすものをいう。
- ア 各世帯が居住する区画が、専用の水使用設備の有無を除き、第3号の要件を満たしていること。このとき、各区画を1戸とみなす。
- イ 居住者が共同で使用する部分が、居住者の家事の用に供するものであること。
- ウ 日常生活を営むことを主たる目的とし、特定の事業者による治療、療養、介護等の提供又は短期の宿泊を目的とする場所でないこと。
- (7) 前各号に掲げる用語は、第1条に定める単に給水装置の共同使用のみの差異により生じる下水道使用料負担金額の格差の是正を目的とした定義及び要件であって、建築基準法及び老人福祉法等でいう同用語とは必ずしも同一ではない。

(申請)

第3条 専用連合栓に係る下水道使用料の計算の特例の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、専用連合栓取扱い申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 入居者名又は入居事業者名一覧表
- (2) 申請場所地図
- (3) 建物全体の平面図
- (4) 事業所を含む場合は、私設量水器届
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 申請者は、下水道使用者又は下水道使用者から委任を受けたと認められる者とする。

(認定の可否)

第4条 市長は、前条の申請があった時は、申請書類の審査及び必要と認める場合は現地調査を行い、認定の可否について専用連合栓取扱い決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の認定は申請があった時以後の調定より行うものとする。ただし、市長が特別に認めるときはこの限りではない。

3 前条第2項による下水道使用者から委任を受けて申請を行った者は、第1項に掲げる専用連合栓取扱い決定通知書を受けた場合、下水道使用者にその旨を報告しなければならない。

(申告)

第5条 前条の規定により認定の決定を受けた下水道使用者（以下「認定決定者」という。）で、その共同住宅等又は社員寮等に事業所を含む場合は、水道の検針日に合わせ各事業所の私設量水器を検針し、その水量を専用連合栓取扱いメーター検針申告書（第3号様式）（以下、「メーター検針申告書」という。）により、遅滞なく市長へ申告しなければならない。

2 前項の申告がない場合には、当該期間の専用連合栓に係る下水道使用料の計算の特例は適用しない。ただし特別の事情により申告できなかつたと認められるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の申告について、各戸の申告水量の合計が給水装置で検針された水道の使用水量と著しく異なる場合等、申告内容が使用の態様を正しく反映していないと認められるときは、申告書を差し戻し、修正を求めることができる。

4 第1項の申告は、認定決定者から委任を受けたと認められる者が行う事ができる。

(変更又は廃止の届出)

第6条 認定決定者は、認定内容に変更があった場合又は専用連合栓を廃止する場合は、専用連合栓取扱い（変更・廃止）届出書（第4号様式）により、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった時は、届出書類の審査を行い、受理された内容について専用連合栓取扱い（変更・廃止）受理決定通知書（第5号様式）により認定決定者に受理された内容について通知するものとする。

3 前項の変更又は廃止は届出があった時以後の調定について適用する。ただし市長が特別に認めるときはこの限りではない。

4 第1項の届出は、認定決定者から委任を受けたと認められる者が行う事ができる。なお、この代理により第2項に掲げる専用連合栓取扱い（変更・廃止）受理決定通知書を受けた場合、下水道使用者にその旨を報告しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、下水道使用料の滞納又はこの要領に定める届出等の義務の不履行があったときは、専用連合栓の認定を取消することができる。

(専用連合栓の下水道使用料計算)

第8条 専用連合栓による下水道使用料の計算は次に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等又は社員寮等の汚水排除量は、給水装置で検針された使用水量とする。ただし、地下水等の使用水量又は公共下水道へ排除されない水量があるときは、汚水排除量の認定等に関する基準に従って認定されたものとする。
- (2) 共同住宅等又は社員寮等の下水道使用料は、前号による汚水排除量を、申請又は変更の届出による現に生活又は事業を営む戸数で案分し、戸別の汚水排除量によりそれぞれ下水道使用料の計算を行った後、戸別の下水道使用料を合計して求めた金額とする。
- (3) 戸別の汚水排除量は、以下の区分に従って求めるものとする。

ア 住宅のみの共同住宅等又は社員寮等

各戸が等量で排除したものとみなして第1号による汚水排除量を、申請又は変更の届出による現に生活又は事業を営む戸数で除して求める。このとき1立方メートル未満の端数があるときは、一旦その端数を切り捨て、戸別の汚水排除量の合計が共同住宅等又は社員寮等の汚水排除量と一致するまで、各戸に順次1立方メートルずつ配分する。また、各戸に私設量水器を備える場合は、事業所の規定に準じる。

イ 事業所のみの共同住宅等

第5条に規定する各戸の申告水量をもってそれぞれみなす。ただし、戸別の汚水排除量の合計が第1号による汚水排除量と一致しない場合、共同住宅等の汚水排除量に第5条に規定する戸別の申告水量をそれぞれ乗じ、戸別の申告水量の合計をそれぞれ除して求める。このとき1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を一旦切り捨て、戸別の汚水排除量の合計が共同住宅等の汚水排除量と一致するまで、戸別の汚水排除量の低いものから順次1立方メートルずつ配分する。

ウ 住宅及び事業所が併設された共同住宅等又は社員寮等

事業所については第5条に規定する各戸の申告水量をもってそれぞれみなす。ただし、申告された検針期間が給水装置と異なる等更正の必要が認められるときは、使用の態様を勘案する。住宅については、各事業所の汚水排除量の合計を第1号に

よる汚水排除量から差し引いたものを住宅部分の合計汚水排除量とし、これを、申請又は変更の届出による現に生活を営む住宅の戸数で除して求める。このとき1立方メートル未満の端数があるときは、一旦切り捨て、戸別の汚水排除量の合計が住宅部分の合計汚水排除量と一致するまで、各戸に順次1立方メートルずつ配分する。

- (4) 第3号ア、イ、ウに定める計算過程における1立方メートルずつの配分は、第1条に掲げる目的のため共同住宅等又は社員寮等における全体の使用料計算を行う上での措置であり特定の戸に他の戸の負担を負わせるものではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
- 3 この要領の施行の際、「専用連合栓扱いに関する事務要領」の規定により現に専用連合栓に係る下水道使用料の計算の特例の適用を受けている者は、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(附 録) 専用連合栓の使用料の計算例 (消費税率 10%)

例 1 住宅のみの専用連合栓の場合

(設定条件) ・戸数：5戸 ・使用水量(2か月)：217m³

(1) 使用水量の1月毎の配賦

- ・ 2か月分の使用水量を2で割り1月毎に配賦
- ・ その時、小数点以下の端数があるときは、片方の月は切捨て、片方を切り上げ

(計 算)

$$217\text{m}^3 \div 2 = 108.5\text{m}^3$$

従って、月別の使用料対象水量は次表のとおり

	使用料 対象水量	備 考
1か月①	108m ³	小数点以下切捨て
1か月②	109m ³	小数点以下切り上げ
合 計	217m ³	

(2) 使用水量の戸別の配賦

- ・ 1戸当たりの使用水量が均等になるように整数で配賦
- ・ 余りがある場合は、余りを余りの数値だけの戸数に配賦

● 1か月①の水量の配賦

$$108\text{m}^3 \div 5\text{戸} = 21\text{m}^3/\text{戸} \cdots \text{余り} : 3\text{m}^3 \text{ (3戸に配賦)}$$

この結果、22m³の戸数は3戸、21m³の戸数は2戸となる

配賦水量	A	B	C	D	E	合 計
21m ³	●	●	●	●	●	105m ³
1m ³	●	●	●			3m ³
合 計	22m ³	22m ³	22m ³	21m ³	21m ³	108m ³

(3) 1か月①の戸別の使用料

(2) で配賦された1戸当たりの水量に基づき通常の方法により算定

● 21m³/戸に対応する1か月当たりの使用料 (A)

- ・ 基本使用料： 759.00円
- ・ 従量使用料： 1,633.50円

1～10m³までの部分・・・ 341.00円 (=34.1円×10m³)
 11～20m³までの部分・・・ 1,111.00円 (=111.1円×10m³)
 21m³までの部分・・・ 181.50円 (=181.5円×1m³)
 合 計・・・ 1,633.50円

・使用料(合計)：2,392円 (=759.00円+1,633.50円)

● 22m³/戸に対応する1か月当たりの使用料(B)

・基本使用料：759.00円

・従量使用料：1,683.00円

1～10m³までの部分・・・ 341.00円 (=34.1円×10m³)
 11～20m³までの部分・・・ 1,111.00円 (=111.1円×10m³)
 21～22m³までの部分・・・ 363.00円 (=181.5円×2m³)
 合 計・・・ 1,815.00円

・使用料(合計)：2,574円 (=759.00円+1,815.00円)

(4) 1か月①の全戸の使用料

(3)で算定された使用料にそれに対応する戸数を乗じて使用料を算定

区分	使用水量/月	使用料(a)	戸数(b)	全戸の使用料(a×b)
A	21m ³ /戸	2,392円/戸	2戸	4,784円
B	22m ³ /戸	2,574円/戸	3戸	7,722円
合計			5戸	12,506円

(5) 1か月②も1か月①と同様に計算

区分	使用水量/月	使用料(a)	戸数(b)	全戸の使用料(a×b)
A	21m ³ /戸	2,392円/戸	1戸	2,392円
B	22m ³ /戸	2,574円/戸	4戸	10,296円
合計			5戸	12,688円

(6) 全戸の2か月の使用料(納付額)

以上の結果、25,194円 (=12,506円+12,688円)と算定

(参 考) 専用連合栓の認定を受けない場合の2か月の使用料(納付額)

専用連合栓の認定を受けずに1棟1戸で計算した場合の2か月の使用料は

53,938円と算定

区 分	使用水量	下水道使用料	基本使用料	従量使用料
1か月①	108m ³	26,807円	759.00円	26,048.00円
1か月②	109m ³	27,131円	759.00円	26,372.50円
合 計	217m ³	53,938円		

例2 事業所（店舗・事務所等）のみの専用連合栓の場合

（設定条件） ・戸数：3戸 ・使用水量（給水装置検針値）（2か月）：301m³

・申告水量（私設量水器検針値）

店舗（A）33m³、店舗（B）95m³、事務所193m³

合計 321m³

（1）申告水量の比率で、使用水量を按分し汚水排除量を求める。

店舗（A） $301 \times 33 \div 321 = 30.9\dots \approx 30\text{m}^3$ （端数切捨）

店舗（B） $301 \times 95 \div 321 = 89.0\dots \approx 89\text{m}^3$ （端数切捨）

事務所 $301 \times 193 \div 321 = 180.9\dots \approx 180\text{m}^3$ （端数切捨）

上記3戸の合計299m³、使用水量（301m³）との差異が2m³、

この2m³を店舗（A）に加算し一致させる。 $30 + 2 = 32\text{m}^3$

（2）各戸の汚水排除量に基づいて算出する。

用 途	汚水排除量 (2月分)	汚水排除量 (1月分)	使用料(円) (1月分)	使用料(円) (2月分)
店舗(A)	32m ³	16m ³	1,766	3,532
		16m ³	1,766	
店舗(B)	89m ³	44m ³	7,568	15,389
		45m ³	7,821	
事務所	180m ³	90m ³	21,186	42,372
		90m ³	21,186	

以上の結果、61,293円（=3,532円+15,389円+42,372円）と算定

（参 考）専用連合栓の認定を受けない場合の2か月の使用料（納付額）

専用連合栓の認定を受けずに1棟1戸で計算した場合の2か月の使用料は

87,686円と算定

例3 住宅及び事業所併設の専用連合栓の場合

(設定条件) ・戸数：15戸（住宅12戸、事業所3戸）

・使用水量（給水装置検針値）（2か月）：734m³

・申告水量（私設量水器検針値）

店舗（A）88m³、店舗（B）112m³、事務所135m³

合計 335m³

(1) 事業所部分について各戸の汚水排除量に基づいて算出する。

用途	私設量水器検針値 (2月分)	汚水排除量 (1月分)	使用料(円) (1月分)	使用料(円) (2月分)
店舗(A)	88m ³	44m ³	7,568	15,136
		44m ³	7,568	
店舗(B)	112m ³	56m ³	10,901	21,802
		56m ³	10,901	
事務所	135m ³	67m ³	14,228	28,759
		68m ³	14,531	

事業所部分の合計 65,697円（=15,136円+21,802円+28,759円）と算定

(2) 住宅部分について使用水量の戸別の配賦

・使用水量－申告水量の合計＝住宅部分の使用水量

$$734 - 335 = 399 \text{ m}^3$$

・例1(1)と同様に各月に使用水量を配賦する。

$$\text{月①} : 199 \text{ m}^3, \quad \text{月②} : 200 \text{ m}^3$$

・例1(2)と同様に各戸に使用水量を配賦する。

$$\text{月①} : 199 \text{ m}^3 = 16 \text{ m}^3 \times 5 \text{ 戸} + 17 \text{ m}^3 \times 7 \text{ 戸}$$

$$\text{月②} : 200 \text{ m}^3 = 16 \text{ m}^3 \times 4 \text{ 戸} + 17 \text{ m}^3 \times 8 \text{ 戸}$$

(3) 住宅部分について各戸の汚水排除量に基づいて算出する。

・例1(3)と同様に戸別に算定し、(4)と同様に合算する。

月①

区分	使用水量/月	使用料(a)	戸数(b)	全戸の使用料(a×b)
A	16m ³ /戸	1,766円/戸	5戸	8,830円
B	17m ³ /戸	1,877円/戸	7戸	13,139円
合計			12戸	21,969円

月②

区分	使用水量/月	使用料 (a)	戸数 (b)	全戸の使用料 (a×b)
A	16 m ³ /戸	1,766 円/戸	4 戸	7,064 円
B	17 m ³ /戸	1,877 円/戸	8 戸	15,016 円
合計			12 戸	22,080 円

住宅部分の合計 44,049 円 (=21,969 円+22,080 円) と算定

(4) 全戸の2か月の使用料 (納付額)

以上の結果、109,746 円 (=65,697 円+44,049 円) と算定

(参 考) 専用連合栓の認定を受けない場合の2か月の使用料 (納付額)

専用連合栓の認定を受けずに1棟1戸で計算した場合の2か月の使用料は

221,232 円と算定

区 分	使用水量	下水道使用料	基本使用料	従量使用料
1か月①	367 m ³	110,852 円	759.00 円	110,093.5 円
1か月②	367 m ³	110,852 円	759.00 円	110,093.5 円
合 計	734 m ³	221,704 円		